

■お支払いする保険金

賠償責任保険の保険金について概要をご説明いたします。

1. 基本となる保険金（損害賠償金）の概要

本制度に定める事故・損害に起因して、保険の補償を受けられる方（被保険者）が損害賠償責任を負う場合が対象となります。他人の身体の損害に対しては治療費や慰謝料等、財物の損壊に対しては修理費用等、法律上の損害賠償責任を負うことによって支出した損害賠償金について加入者証に記載の自己負担額を差し引いた金額をお支払いいたします。

【人身事故でお支払いする損害】

損害の種類	お支払いの内容
傷害	治療費 ケガの治療に必要な費用
	入院雑費、通院交通費 入院中に要した雑費ならびに治療のために通院した際の交通費
	休業損害 ケガにより休業を余儀なくされた場合の休業損害
後遺障害	慰謝料 ケガによる精神的苦痛（ケガの状態・治療期間によります）
	逸失利益 後遺障害による将来的な経済的損失（就業不能や労働能力の減少による将来の喪失利益）
	慰謝料 後遺障害による精神的苦痛（後遺障害の程度によります）
死亡	葬儀費 通夜・告別式などの葬儀にかかる費用
	逸失利益 死亡による将来的な経済的損失
	慰謝料 相手方の死亡により本人および父母、配偶者、子など遺族が受けた精神的苦痛

【物損事故でお支払いする損害】

損害の種類	お支払いの内容
直接損害	損害のあった物の修理費用もしくは時価額のいずれか小さい額 ※時価額とは、再調達価額（同じ物を再び購入するための費用）に、使用期間・損耗程度に応じた減価率を控除した、壊れた物の事故時点での金額をいいます。
間接損害	損害のあった物を修理する間の代替物賃借等の費用

- ※1 損害賠償金の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※2 損害賠償金の保険金請求権については被害者に優先権があります。被害者に損害賠償金の保険金が支払われた場合、①および②にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※3 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

2. 損害賠償金以外にお支払いする保険金の概要

本制度に定める事故・損害に起因して支出した下記の費用をお支払いいたします。

なお、①②については、自己負担額を超える部分を支払限度額を限度として、③④⑤については支払限度額、自己負担額に関係なく全額をお支払いします。ただし③については損害賠償金が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。⑥についてはケガの程度に応じてお支払いします。

費用の種類	お支払いの内容
①損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用
②応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合には応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用
③争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
④保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用
⑤示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
⑥見舞費用（生産物賠償のみ）	対人事故が発生した場合、賠償責任額が確定する前に被保険者が支払った見舞金などの費用

- ※1 損害賠償金の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に損害賠償金の保険金が支払われた場合、①および②にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※2 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

■保険金をお支払いできない主な場合

【請負賠償・生産物賠償（オプション）共通】

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 戦争、変乱、暴動、騒ぎょう、労働争議に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任
- 石棉、石綿を含む製品またはその代替物質の有害性に起因する賠償責任
- 廃棄物に起因する賠償責任
- 汚染物質の排出・いつ出または漏出に起因する賠償責任
- 身体の障害を被った者の労働能力の喪失

または減少により、その者の属する企業等が被った損失に起因する賠償責任 など

【請負賠償】

- 被保険者が、他人から借りた工具、機械、資材等、および発注者から支給された資機材等に対して負担する賠償責任
- 被保険者が、作業を行った箇所について、錯誤により発生した当該部分の損壊ただし、火災または爆発による損害については補償されます。
- 地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う下記の偶然な事故に起因する賠償責任
 - (1) 土地の沈下、隆起、移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物等の損壊
 - (2) 土地の軟弱化、土砂の流出・流入に起因する地上の構築物等の損壊
 - (3) 地下水の増減
- 被保険者の下請負人またはその使用人が

被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

- 航空機、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任
ただし、工事場内における建設用工作車は対象になります。
 - 仕事の終了または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する賠償責任（生産物賠償にて補償されます。）
 - じんあひまたは騒音に起因する賠償責任
 - 被保険者の占有を離れた施設外にある財物に起因する賠償責任 など
- 【生産物賠償（オプション）】
- 生産物の性質または欠陥により、損壊したことに起因するその生産物自体に対する賠償責任
 - 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売または施工した生産物に起因する賠償責任 など

■保険期間は… 12月1日から翌年12月1日午後4時までの1年間となります。なお、保険期間中途での加入も可能です。この場合は、保険料をご入金された翌日からの補償となります。